

# 「燕市公式ツイッター」アカウント運用方針

平成26年7月1日制定  
企画財政部 地域振興課  
総務部 防災課

## ①はじめに

情報化社会が進展する中、インターネットを活用した情報発信はますます重要となっています。このことから、燕市では、広報紙・公式ウェブサイト等に加え、情報発信の1つとしてツイッターを有効活用することにより、市民の皆さんへ情報発信の機会を増やすことで、より有益な情報を迅速かつ的確に提供したいと考えています。

なお、ツイッターは様々な方が利用可能であることから、燕市においては、ツイッターの運用開始にあたり、誤解や混乱を生まないよう、また実りある情報発信を行うため、アカウント運用方針を定め、市民の皆さんと共有します。

## ②アカウントの名称

「燕市公式ツイッター」（以下ツイッターと表記します）

## ③運用管理責任者

企画財政部地域振興課長（市政一般情報）・総務部防災課長（防災情報）

※市政情報一般は「⑤投稿する情報」の（1）（2）（3）（5）を指します。

※防災情報は「⑤投稿する情報」の（4）（5）を指します。

## ④情報の投稿者

地域振興課広報広聴係担当職員（市政一般情報）

防災課防災対策係担当職員（防災情報）

## ⑤投稿する情報

- （1）「燕市公式ウェブサイト」および「広報つばめ」に掲載済の情報  
（燕市・燕市教育委員会が主催・共催となって実施する事業、イベント、観光情報など）
- （2）広報つばめに未掲載の情報で、燕市・燕市教育委員会が主催・共催する事業、イベント、観光情報などで、各課から依頼のあったもの。
- （3）地域振興課広報広聴係の取材での様子など
- （4）防災情報（平常時…防災・減災対策の注意喚起や啓発情報／非常時…避難情報、被災状況、ライフライン状況など）
- （5）上記以外に運用管理責任者が必要と認める情報

※平常時は、広報つばめの内容など市政一般情報を掲載しますが、大規模災害時などには避難情報などに特化する緊急体制に切り替えます。

## ⑥情報を投稿する時間帯

月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日・休日は除きます）

※ただし、災害時や運用管理責任者が必要と認めた場合は、上記の時間帯以外にも投稿することがあります。

## ⑦フォローについて

●フォローを受けた場合は原則として拒否（ブロック）しないものとします。

※ただし、【別表①】に規定する行為などがあった場合はアカウントをブロック（拒否）することがあります。

●燕市から原則、フォローしないものとします。ただし国（省・庁）または地方自治体などの運営する公式アカウントに限ってフォローすることがあります。

## ⑧返信・リツイートについて

●情報発信を目的としていることから、原則として個別の返信やリツイートは行いません（ただし、運用管理者が必要と認めた場合や市民の生命財産が脅かされる可能性があるると判断される場合など、返信やリツイートする場合があります）。

●市政や暮らしに関するお問い合わせについては、ツイッターからではなく、各所属の担当にお問い合わせいただくか、燕市公式ウェブサイトの「かんたん申請」をご利用ください。

## ⑨アカウントの停止について

●事情によりツイッターでの情報発信が継続不可となった場合、予告なくアカウントの削除を行います。

## ⑩その他

●ツイッターに掲載される情報は、燕市が発信するものでありますが、ツイッターそのものを運営・管理しているものは燕市ではないため、あらかじめ下記

(1) (2) について確認の上、ご利用ください。

(1) ツイッターの画面上に、燕市が発信する情報以外に、燕市とは無関係の広告等が表示されることがあります。

(2) 燕市公式ウェブサイトが閲覧可能である場合でも、ツイッター社の運営システムそのものにトラブルなどが発生した場合、予告なく閲覧ができなくなることがあります。

●本アカウント運用方針は予告なく変更する場合があります。

### ●本件に関するお問い合わせ

燕市役所 地域振興課広報広聴係

電 話：0256-77-8363（直通）

F A X：0256-77-8305

メール：koho@city.tsubame.niigata.jp

【別表①】

(1) 本人の承諾なく、他のユーザーまたは第三者の個人情報特定・開示・漏えいするなど個人のプライバシーを侵害する行為
(2) 他のユーザーや燕市、特定の個人や団体、地域など第三者を誹謗中傷し、名誉・声望を害したり、信用を傷つける行為
(3) 他のユーザーや燕市、特定の個人や団体、地域など第三者に不利益や損害を与える行為
(4) 他のユーザーや燕市など、他者になりすます行為
(5) ウソや事実と異なる内容の投稿、本当のことかわからない噂など事実であるかのようにして行う紛らわしい行為
(6) 著作権や商標権等の産業財産権などの知的財産権や、肖像権、プライバシー権等第三者の権利を侵害する行為
(7) 思想、信条、宗教または政治的行為に関する投稿、あるいは社会的差別の発生または助長につながる行為
(8) 特定の企業や団体などの利益誘導を目的として行う広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の利益を目的とした行為
(9) 有害なプログラム、本ページに掲載されている情報を改ざんする行為
(10) ツイッター利用規約に反する行為
(11) 法律、法令等に違反し、または違反するおそれのある行為、あるいはこれらを推奨したり、煽ったりする行為
(12) わいせつな文書、図画に該当するおそれのある情報
(13) 公序良俗に反する行為
(14) その他運用責任管理者が不適切と判断する行為